平成25年度学校教育(指導の指針)について

このことについて、県立学校長及び教育事務所を通じて市町村教育委員会に示す本県の学校教育に関する指導の指針を定めたいので、別紙案を添えて請議します。

平成24年12月20日提出

教育長 野 村 道 朗

説明

この案を提出するのは、平成25年度学校教育についての指導の指針を定める 必要があるからである。

平成25年度学校教育について(案)

学校教育は、幼児児童生徒が生涯にわたり、人間としての成長と発達を 続けていく基盤となる力を養うとともに、国家及び社会の有為な形成者と しての資質の育成を目標とするものである。

本県教育振興基本計画に基づき、各学校においては、幼児児童生徒のすぐれた個性を伸ばし、知・徳・体の調和のとれた人間形成を図るとともに、公共の精神を尊び、自他の敬愛と協力により創造的で活力に満ちた社会の発展に尽くす態度を養うことが大切である。

教職員は、教育者としての使命を自覚し、学校教育の目標と学習指導要領等の趣旨を十分理解し、校(園)長の指導のもとに一致協力して公教育の推進に努力されるよう期待する。

指導の方針

- 1 いのちを尊び、こころやからだを鍛え、たくましく生きる力を養う。
- 2 自ら学び、深く考え、広い視野をもって主体的に行動する力を養う。
- 3 礼節を重んじ、自らを律し、他とともにこころ豊かな生活を築く態度を養う。